

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、最上位計画である尾道市総合計画の基本構想において、「元気あふれ 人がつながり 安心して暮らせる ～誇れるまち『尾道』～」を目指すべき都市像とし、その実現に向けて3つの基本的方向を示しています。そのひとつに、「魅力ある人材が育ち、地域に愛着と誇りを持てるまちづくり」を掲げ、市民一人ひとりが主役となったまちづくりを進めていくこととしています。

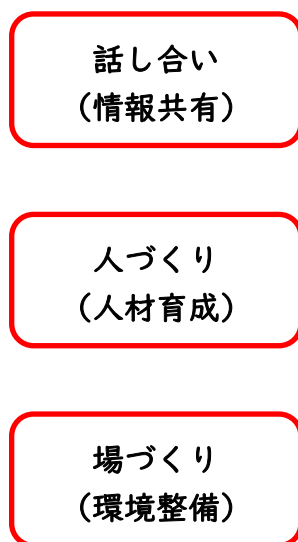
本市における協働のまちづくりは、市民と市の信頼関係のもと協力してまちづくりを進めることで市民が主役の住みやすいまちの実現を図るため、「尾道市協働のまちづくり指針」を策定したことから始まり、この指針に基づき平成23年度（2011年度）に「尾道市協働のまちづくり行動計画」を策定し、平成30年度（2018年度）に令和4年度（2022年度）までの5年間で計画期間として内容の見直しを行っています。

2 計画の位置づけ

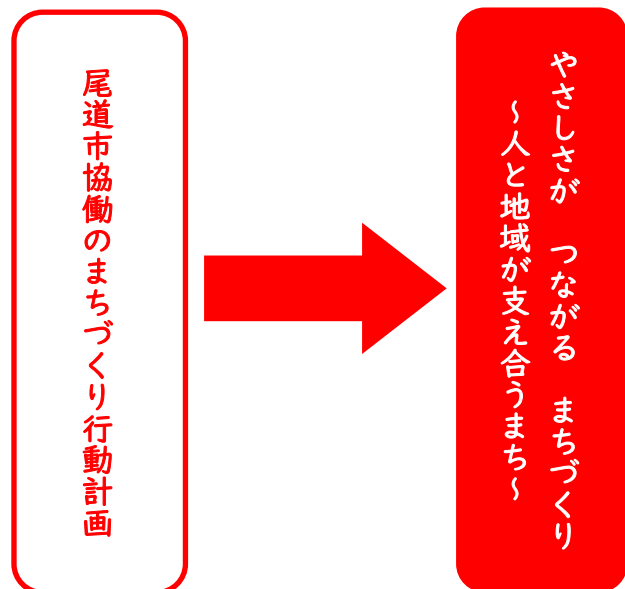
本計画は、「話し合い（情報共有）」、「人づくり（人材育成）」、「場づくり（環境整備）」を3つの柱とした指針に基づき協働のまちづくりを推進し、目指す姿「やさしさがつながるまちづくり～人と地域が支え合うまち～」の実現に向けた市の施策や取組を示すものです。

尾道市協働のまちづくり指針

3つの柱



目指す姿



3 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間とします。各年度において取組内容や進捗状況を確認し、必要に応じて見直しを行います。

II 協働のまちづくり

1 「協働」とは

「協働」とは、個人や団体等の多様な主体が相互理解を深めて信頼関係を築き、共通する目的の達成に向け必要な情報と責任を共有し、それぞれの得意分野や特徴を活かした適切な役割分担によって、協力して取り組むことです。

2 「協働のまちづくり」とは

「協働のまちづくり」とは、多様な主体が互いに共通する目的に向かって協力して取り組むことで、より良いまちを実現していくための考え方の一つです。

3 協働のまちづくりの主体

協働のまちづくりの主体は次のとおりとし、本計画においては「市民等」と表記します。

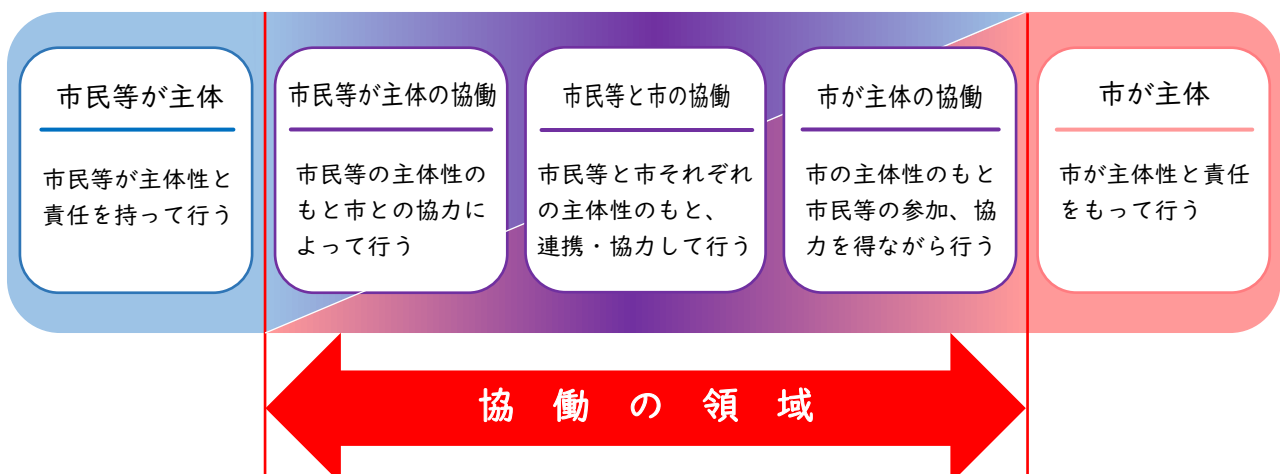
市内に居住する住民、町内会や区長会・振興区など地縁に基づく住民自治組織、地区社会福祉協議会や地区公衆衛生推進協議会・地区体育協会・子ども会・PTA など特定の目的のために組織された地域団体、NPO やボランティア団体などの市民活動団体、市内で事業活動を行う事業者など企業、保育所・幼稚園、認定こども園、小・中・高等学校、大学等の教育機関、その他地域と多様に関わる人や組織・団体。

4 協働の領域

多様なニーズに対応し、効果的な取組を進めるために必要なことは、それぞれの目的や内容に応じた適切な役割分担です。

その時々状況により、役割や関わる主体を柔軟に変えたり、場合によっては協働の関係を結び直すことで、しなやかな関係を目指していくことが必要です。

[市民等と市の協働の領域]



5 協働の形態

協働の形態について、次のとおり整理します。

共催

実行委員会・協議会

共催は、市民等と市がともに主催者となって、一つの事業を行う形態です。

実行委員会・協議会等は、市民等と市が実行委員会等を構成して主催者となって事業を行う形態です。

<効果>

企画段階から話し合い、役割・責任分担を明確にして事業を実施できる。

後援

市民等が実施する事業の趣旨に賛同して、市が名前を連ねることで支援する形態です。

<効果>

事業に対する理解、関心や社会的信頼を増すことができる。

事業協力・協定

市民等と市が互いの特性を活かして、一定期間協力し合いながら事業を行う形態です。

<効果>

お互いのできる範囲で得意分野に注力して、双方の特性を発揮した事業が展開できる。

支援

市民等が行う公益性のある事業に対して、財政的な支援を行ったり、公共施設等の利用について配慮する形態です。

<効果>

自主性・主体性が尊重されつつ、活動の内容を充実できる。

企画立案への参画

市の事業の計画段階から市民等が参画することで、多様な意見、提案を反映させる形態です。

<効果>

異なる立場・視点から、柔軟な発想を取り込んだ事業ができる。

市政への参画意識が生まれる。(審議会・パブリックコメント^{*}等を含む)

※パブリックコメント

地域住民から意見を求める政策決定手法

情報共有・意見交換

市民等と市がそれぞれの持つ情報を提供し合い、共有して合意形成を図る形態です。

<効果>

専門的な情報を得られる。課題や考えなどを的確に把握できる。

委託・指定管理

委託は、市民等の特性を活かして市の事業をより効果的に行うことを目的とした形態です。

指定管理は、市民等の特性を活かして、公共施設の管理・運営を担う形態です。

<効果>

市にはない分野の専門性・柔軟性が期待でき、ニーズに合ったきめ細かなサービスが可能となる。

6 協働のまちづくりの必要性

全国的に人口減少や少子高齢化が進む中で、単身世帯や女性・高齢者雇用の増加などライフスタイルが変化するとともに、それぞれが求める豊かで幸せな暮らしに対する価値観も多様化しています。

また、地域においては、それぞれの主体性のもと特徴あるまちづくりの取組が行われており、取り組むべき課題も異なっています。

地域ごとに抱える課題を解決し、それぞれの特徴や魅力を活かしたまちづくりを進めていくためには、従来の画一的な行政サービスだけでは十分でなく、地域をよく知る市民等と市が協力して取り組んでいくことが必要です。



Ⅲ 協働のまちづくりの総括

1 尾道市における現状と課題

人口減少や少子高齢化の進展、また、単身世帯の増加や核家族化等、社会構造の変化により、これまでは家族内で完結していた子育てや介護等を家族のみで行うことが困難になるなどの課題がでてきています。

社会構造の変化に伴うニーズや課題が多様化・複雑化する中、地域のまちづくりを支えてきた町内会等の住民自治組織においては、地域活動の担い手や各種行事への参加者の減少によって活動に支障が生じているところもあります。また、市民活動団体においては、まちづくり活動の事例など情報の共有不足、活動資金の確保などの課題が挙げられています。

2 これまでの総括

(1) 話し合い（情報共有）

まちづくりに関する情報共有の取組として、地域で行われているまちづくり活動の事例を広報おのみち「協働通信シリーズ」や「会長の便利帳」※で紹介するとともに、地域おこし協力隊による地域協力活動の様子を、SNS※を通して情報発信しました。

また、平成25年度（2013年度）に導入した尾道市公式LINEや令和2年度（2020年度）に導入した防災ラジオ・アプリを活用し、行政情報の速やかな発信に取り組んでいます。

防災ラジオ・アプリは、防災情報や行政情報だけでなく町内会等の単位での情報発信もできますが、活用が一部の町内会等に留まっています。

必要な情報を市民全体で共有できるように、デジタル技術を情報伝達の手段の一つとして取り入れ、速やかな情報共有の仕組みづくりを検討していく必要があります。

※会長の便利帳

地域活動に役立つ市の事業や関係部署等をまとめた冊子で、定期的に改訂し、町内会等の役員を中心に配付。

※SNS…Social Networking Service の略

人と人とのつながりを促進・支援するコミュニティ型のWebサイト及びネットサービス。



防災ラジオ・アプリ

(2) 人づくり（人材育成）

まちづくりに主体的に関わる人材の発掘・育成や、地域づくりの手法を学ぶための取組として、各種講座を開催してきました。

「若者チャレンジ講座」では、ワークショップ型の連続講座により受講生とまちづくり活動を行う人や団体との交流を促してきました。受講終了後に地域活動の中心的な役割を担うようになった受講生も出てきています。平成30年7月豪雨災害では、講座の受講生同士が自主的にネットワークを形成し、自らも被災する中で災害時に役立つ情報発信を行うなど各々ができる範囲での災害対応や復旧作業に従事する姿が見られ、まちづくりに対する意識の定着がうかがえました。

「協働のまちづくり講座」では、全国各地で行われているまちづくりの取組に関する講演や事例紹介により、知識や経験の共有に努めてきました。

また、小中学校において実施する「ふるさと学習」や「地域貢献活動」により地域への愛着と誇りが醸成されることで、将来の地域づくりの担い手育成につながることが期待されます。

人材の育成は一朝一夕に成果が出るものではないため、長期的視点を持って取り組んでいく必要があります。



若者チャレンジ講座の様子

若者チャレンジ講座は、尾道市を活動場所とする個人または団体のプラン実現のためのノウハウを提供し、企画を実践するための初歩的な支援を行うことにより、市民のまちづくりへの関心を喚起し、新たな担い手の発掘と育成につなげる連続講座です。



協働のまちづくり講座の様子

協働のまちづくり講座は、講師の講演や事例の発表による知識及び経験の共有、また、交流の場とすることで、協働のまちづくりの意識醸成と活動の担い手の育成につなげる講座です。

(3) 場づくり（環境整備）

地域が主催するまちづくり講座に対し、その講座の趣旨にあった講師を派遣することで、それぞれの地域の特徴を活かしたまちづくりにつながるよう支援してきました。

「市民活動支援事業」では、まちづくりに取り組む団体の公益性の高い先進的・独創的な活動の支援に加え、町内会等が行う新たなまちづくり活動への支援を目的として、「地域コミュニティ部門」を新設しました。

地域への講師派遣をきっかけに地域の活性化策の検討を始め、その後、市民活動支援事業を活用して取組を行っている地域もあります。

また、地域の集会施設やいきいきサロンの整備などを実施し、小規模で集まりやすい環境づくりにも取り組んできました。

今後も、ハード・ソフトの両面から効果的な施策を行っていく必要があります。



地域主催のまちづくり講座の様子

地域主催のまちづくり講座への講師派遣は、地域住民の主体性のもと、その地域の課題解決や活性化策などについて話し合いを行う場に講師を派遣し、ファシリテート※することで、地域の特徴を活かしたまちづくりの取組を支援する講座です。

※ファシリテート

話し合いの際、合意に至るまでのプロセス（過程）を促したり、意見が出やすいよう援助・促進しながら進行すること。



市民活動支援事業採択団体の活動の様子

市民活動支援事業は、魅力あるまちを目指して市民等が取り組む、公共性・公益性の高いまちづくりに必要な経費を財政的に支援する事業です。

IV 計画の目指す姿と基本目標

I 計画の目指す姿

私たちは、家族、地域、職場や学校など、多くの人との関わりの中で、お互いに助け合いながら生活しています。協働のまちづくりは、こうした身近な助け合いから始まります。

協働のまちづくりを推進していくためには、それぞれが持つ知識や情報を共有する機会を増やし、つながりを強化するとともに、市民一人ひとりが自分たちの住む地域をより良くしたいというシビックプライド*を醸成することが必要です。

本市では、それぞれ立場や環境が違う中で、お互いが助け合い、補い合うことができるまち「やさしさがつながるまちづくり～人と地域が支え合うまち～」を目指します。

※シビックプライド

市民がまちに対して持つ愛着や誇りのことで、まちを良くしたいという当事者意識に基づく自負心のこと。
株式会社読売広告社の登録商標。



2 協働のまちづくりの基本目標

本計画では、「尾道市協働のまちづくり指針」において定めた、「話し合い（情報共有）」「人づくり（人材育成）」「場づくり（環境整備）」の3つの柱に基づいて基本目標を設定し、協働のまちづくりの取組を進めます。

話し合い（情報共有）

協働には、主体間（市民等と市、市民等と市民等）の相互理解が不可欠です。まちづくりに関わる事例や情報を共有し、コミュニケーションの充実を図り、課題の解決や新たな取組につながる関係づくりを支援します。

【基本目標】

まちづくり活動を行う主体が必要な情報を共有でき、お互いに助け合うことができる仕組みがある

人づくり（人材育成）

まちづくりの主角は市民一人ひとりです。まちづくりに主体的に関わる市民等を増やすとともに、地域課題の解決に向けた活動をけん引するリーダーの育成を進めます。

【基本目標】

地域の課題やニーズに対し、積極的に取り組む人材がいる

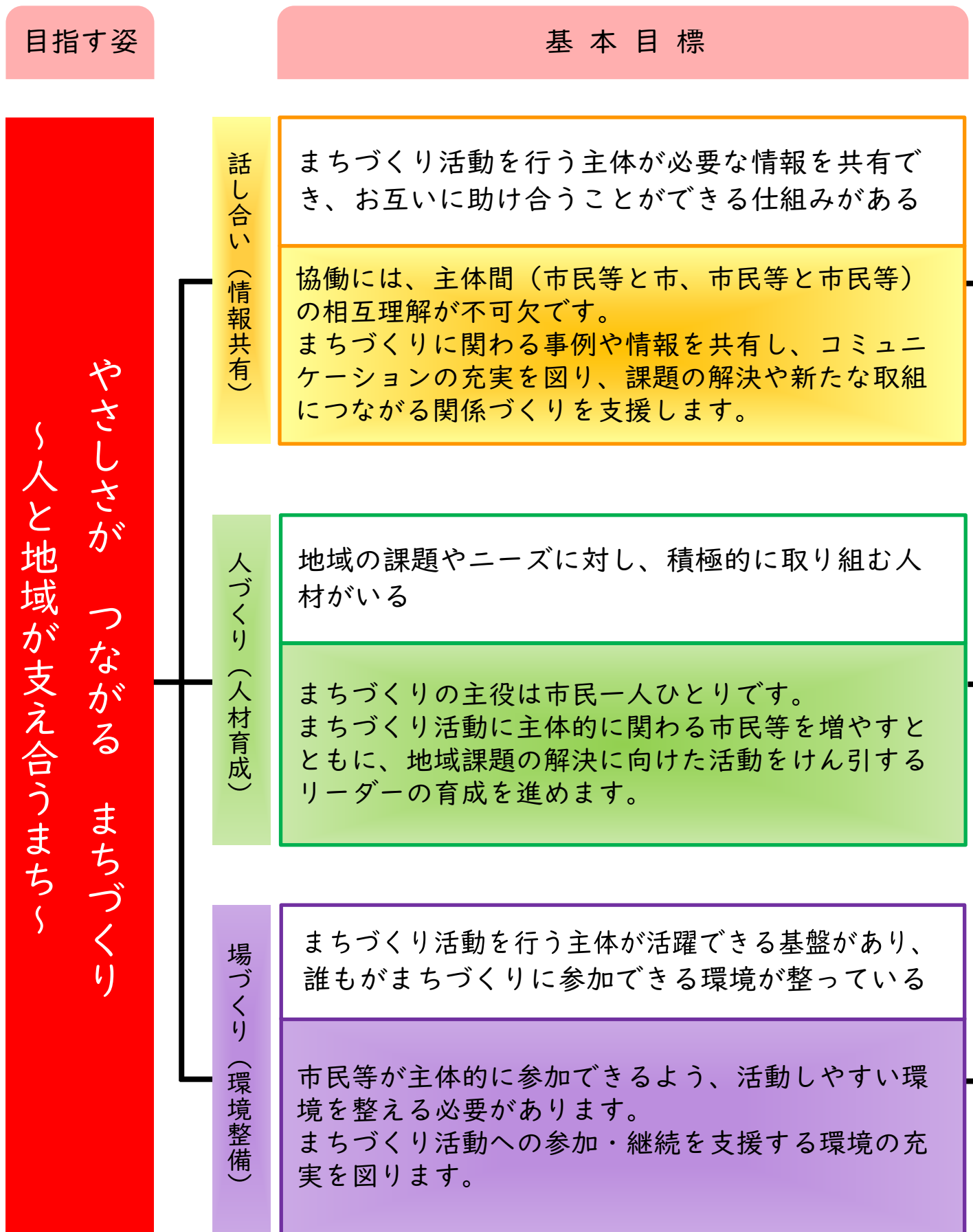
場づくり（環境整備）

市民等が主体的に参加できるよう、活動しやすい環境を整える必要があります。まちづくり活動への参加・継続を支援する環境の充実を図ります。

【基本目標】

まちづくり活動を行う主体が活躍できる基盤があり、誰もがまちづくりに参加できる環境が整っている

3 目指す姿と基本目標・施策の体系図



取組の基本方針

施策

まちづくりに関する必要な情報を主体間で共有できる仕組みづくりを進めます。

まちづくりに関する情報共有の推進

主体間で知識や経験を共有でき、助け合える関係づくりを促進します。

多様な主体が相互に協力し合える環境の整備

まちづくりに主体的に関わる人材の育成を推進します。

各種講座・研修等の実施

将来のまちづくりの担い手である子どもたちへまちづくりの大切さを伝えていきます。

学校との連携によるまちづくり学習の実施

誰もが気軽に集い、話し合うための場づくりを推進します。

話し合いの場と環境づくり

特色ある地域コミュニティの持続に向けて、市民等と市が共に取り組みます。

まちづくり活動に対する支援

V 協働のまちづくりを推進する施策の展開

I 話し合い（情報共有）

協働によるまちづくりを進めていくためには、多様な主体がお互いを知り、理解し合うことが大切です。

主体間でコミュニケーションを図り相互理解を深めることで、それぞれの活動内容や目的が異なっても、活動の参考とすることができます。また、異なる視点からの意見が発見やひらめきをもたらし、新たな協働の構築につながることもあります。

市は、多様な主体によるまちづくり活動の取組や成果の広報、各種情報の整理・発信などを行うことにより、主体間をつなぐ役割を期待されています。

情報共有においては、デジタル技術を活用することで誰もが必要なときに必要な情報を共有できる仕組みの構築や、地域活動の負担軽減につながることを期待できます。

このため、デジタル技術を活用した情報共有の仕組みを整え、多様な主体がそれぞれの得意分野を最大限活かすことができる環境づくりを推進していきます。



基本目標

まちづくり活動を行う主体が必要な情報を共有でき、
お互いに助け合うことができる仕組みがある

取組の基本方針

- まちづくりに関する必要な情報を主体間で共有できる仕組みづくりを進めます。
- 主体間で知識や経験を共有でき、助け合える関係づくりを促進します。

指標名 (市民満足度調査)	現状値 令和3年度 (2021年度)	目標値 令和9年度 [※] (2027年度)
市民や事業者と市との協働が進んでいると感じる市民の割合	35.8%	45.0%

※ 令和8年度の市民満足度調査の結果による。以降市民満足度調査の目標値は令和8年度のものとする。

①まちづくりに関する情報共有の推進

- 多様な主体やその活動内容に関する情報を、さまざまな媒体を活用して効果的に発信し、主体間で相互に連携しながら共有を図ります。

取組内容の例

- ・まちづくり情報の発信
- ・デジタル技術を活用した情報共有の仕組みづくり など



指 標 名	基準値 令和 3 年度	目標値 令和 9 年度
まちづくり情報発信回数	83 回	100 回

②多様な主体が相互に協力し合える環境の整備

- まちづくり活動の事例や知識・経験を習得できる環境を整え、お互いに助け合うことのできる関係づくりにつなげます。

取組内容の例

- ・住民自治組織「会長の便利帳」の充実
- ・協働のまちづくり講座の開催 など



指 標 名	基準値 令和 3 年度	目標値 令和 9 年度
協働のまちづくり講座参加者数	15 人	250 人

2 人づくり（人材育成）

まちづくりの主役は、市民一人ひとりです。まちづくりを進めていくためには、まちづくりについて考え、活動に参加するきっかけをつくり、一人ひとりの想いを共有し形にしていく場を通じて、まちづくりに関わる人材を育成していくことが必要です。

まちづくり活動が継続していくためには、活躍している人を支援し、知識や経験を共有する取組とともに、学校との連携により将来のまちづくりの担い手である子どもたちへまちづくりの大切さを伝え、次世代につながるまちづくりを進めるための取組も大切です。

市は、まちづくりに参加する市民一人ひとりが「楽しい」と思い、無理なく活動を継続していける工夫をすることが期待されています。

引き続き、講座や講演会などの開催、各種研修の実施等による協働の意識醸成を推進していきます。



基本目標

地域の課題やニーズに対し、積極的に取り組む人材がいる

取組の基本方針

- まちづくりに主体的に関わる人材の育成を推進します。
- 将来のまちづくりの担い手である子どもたちへまちづくりの大切さを伝えていきます。

指標名 (市民満足度調査)	現状値 令和3年度 (2021年度)	目標値 令和9年度 (2027年度)
まちづくり活動や行政への市民参加が進んでいると感じる市民の割合	35.4%	40.0%

①各種講座・研修等の実施

- まちづくり活動の輪を広げ、持続的な活動を継続していけるよう、一人ひとりがまちづくりに関わるきっかけをつくり、当事者意識を醸成します。

取組内容の例

- ・若者チャレンジ講座の開催
- ・職員研修の実施 など



指 標 名	現状値 令和 3 年度	目標値 令和 9 年度
若者チャレンジ講座の受講者及び聴講者数 (累計)	1,082 人	1,700 人

②学校との連携によるまちづくり学習の実施

- 次世代につながるまちづくりを進めるため、子どもたちが地域を知る機会やまちづくり活動を学習する場を充実させ、地域への愛着を深めます。

取組内容の例

- ・地域と学校が連携したふるさと学習の実施
- ・地域貢献活動の実施 など



指 標 名	現状値 令和 3 年度	目標値 令和 9 年度
自分の住んでいる地域が好きと答える児童・生徒の割合*	85.5% (小 5) 79.9% (中 2)	100% (小 5) 100% (中 2)

※ 広島県「基礎・基本」定着状況調査児童生徒質問紙 (小 5・中 2) による。

3 場づくり（環境整備）

まちづくり活動に関わるきっかけは、人によってさまざまです。参加しやすい環境を整えるためには、実際に活動している人や団体との交流機会の創出、また、自主的・主体的な活動を継続していけるよう、活動するための場の創出が必要です。

市は、様々な想いや新しい視点を取り入れたまちづくりが進展するよう、地域の主体性を尊重しながら、地域における各世代間の縦と横のつながりづくりを支援していくことが期待されています。

引き続き、活動の拠点となる施設の活用を進めるとともに、まちづくり活動を実践する場の創出を図ります。



基本目標

まちづくり活動を行う主体が活躍できる基盤があり、
誰もがまちづくりに参加できる環境が整っている

取組の基本方針

- 誰もが気軽に集い、話し合うための場づくりを推進します。
- 特色ある地域コミュニティの持続に向けて、市民等と市が共に取り組みます。

指標名 (市民満足度調査)	現状値 令和3年度 (2021年度)	目標値 令和9年度 (2027年度)
地域コミュニティが良好に保たれていると感じる市民の割合	46.0%	50.0%

①話し合いの場と環境づくり

●地域の課題やニーズについて、多様な主体が話し合える機会を創出します。

取組内容の例

- ・ワークショップ等を取り入れた会議や講演会の開催
- ・地域が主催するまちづくりの取組に対する講師派遣 など



指 標 名	現状値 令和 3 年度	目標値 令和 9 年度
地域主催のまちづくり講座への講師派遣回数 (累計)	15 回	54 回

②まちづくり活動に対する支援

●まちづくり活動を行う主体が、地域課題の解決に取り組むための組織づくりや活動を支援します。

取組内容の例

- ・町内会活動費補助金や市民活動支援事業などの助成
- ・地域コミュニティの持続のための支援策の検討 など



指 標 名	現状値 令和 3 年度	目標値 令和 9 年度
市民活動支援事業の補助採択を受けた団体数 (累計)	64 団体	90 団体

VI 計画の推進

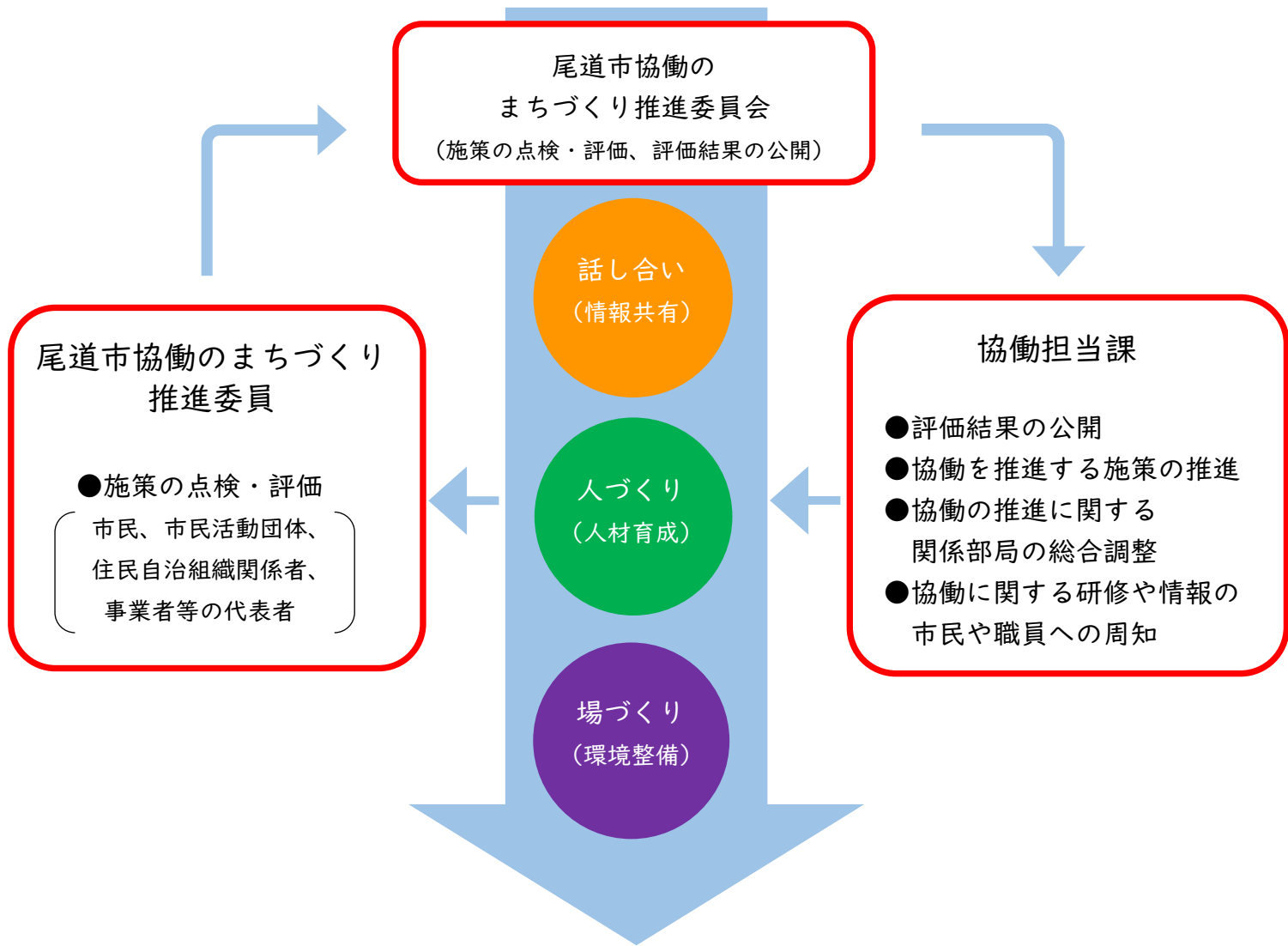
行動計画の推進体制

本計画の着実な推進を図るため、市民、市民活動団体、住民自治組織関係者、企業関係者及び市で構成する「尾道市協働のまちづくり推進委員会」（以下「推進委員会」という。）において、本計画に基づき実施する施策の点検・評価を行います。

本市の協働推進担当は、本計画に基づく施策を推進し、関係部局の総合的な調整を行います。また、推進委員会の評価結果を公開するとともに、公正で透明性の高い行政運営を進め、市民ニーズに対応した協働の視点を持つまちづくりを推進します。

尾道市協働のまちづくり行動計画

行動計画に基づく施策の実施



やさしさがつながるまちづくり
～人と地域が支え合うまち～

尾道市協働のまちづくり推進委員会設置要綱

資料

(設置)

第1条 市民の参加及び協働によるまちづくりを推進するとともに、市民と市が適切な役割分担と協力関係のもと、地域の個性を活かした安心安全で活力あるまちづくりを行うため、尾道市協働のまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、協働のまちづくりを推進するために次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 尾道市協働のまちづくり行動計画の点検及び評価
- (2) その他尾道市が推進する協働のまちづくりに関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市民活動団体関係者
- (2) 住民自治組織関係者
- (3) 企業関係者
- (4) 公募による市民
- (5) 学識経験者
- (6) 行政関係者
- (7) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

3 委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、当該委員は、解嘱又は解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、会議出席の都合がつかない場合、当該委員の組織の中からその代理者を委員として出席させることができる。

4 委員は、会議において意見を述べることができる。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、委員会において知り得た個人情報その他の秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画財政部政策企画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。